

No.	変更内容	詳細	反映先			
			資料	該当箇所		
1	タイムラインの行動項目の修正	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホットラインの区分（受発信の違い）を明確化 ①気象台担当者から自治体防災担当者向け（「自治体防災担当者への電話による気象解説」と表記） ②気象台長から自治体首長向け（「ホットライン（気象）」と表記） ③河川国道事務所長から自治体首長向け（「ホットライン（河川）」と表記） ・ 上記ホットラインは気象台・河川国道事務所と三次市・安芸高田市との調整であるが、場合によっては広島県危機管理課についても調整が必要な場合があることから支援として追加 	詳細版	NO,122 No,226-228 No,339-341 No.447-448		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象台が実施する「台風説明会」を「報道及び防災機関へ台風等説明会」に修正 			詳細版	No.21
		<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、意見照会結果より役割分担（記号）の修正や同種機関間での行動項目の内容・実施のタイミングについて整合（計3カ 			詳細版	-
					概要版	-
2	運用方法の修正	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイムラインレベル0「2日後に台風または前線が江の川流域に影響するおそれ」の防災情報に「台風等説明会」を追記 	運用方法	P.13 P.14		